

平成21年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社 東 研
代表者名 代表取締役社長 小平 学
(JASDAQ・コード6738)
問合せ先 取締役総務部長 大類 隆義
(TEL. 03-5325-4321)

当社元従業員による不正行為とこれに伴う特別利益の発生についてのお知らせ

このたび、誠に遺憾ではございますが、当社において、元従業員の不正行為が判明いたしました。また、これに伴って、特別利益が発生いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。投資家の皆様及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の判明した経緯と概要

平成15年5月から平成20年4月にかけて、当社営業部の元従業員が、あたかもお客様から注文を受けたかのようにみせかけ巧みに書類改竄を行い、お客様に納める必要のないパソコンを仕入れ、当該パソコンを第三者である買い取りショップに転売し換金するという、計画的虚偽による業務上の着服をしていたものであります。本件につきましては、内部監査で、不審な取引が繰り返されていたことが判明し、お客様への確認を行ってございましたところ、平成21年3月25日、本人の自白により発覚したものであります。発覚後直ちに社内調査を行い、同種の取引を全件調査した結果、本件に関する当社の被害額は、71百万円であることが判明いたしました。当社は、当該元従業員と協議し、被害額に従業員融資制度を利用した場合と同等の利息を加えた77百万円の弁済を受けることで合意し、既に全額を入金いたしました。

なお、お客様には正規の約定金額を請求しており、お客様の被害ならびに当社売上金額の不正等はありません。

2. 業績への影響

本件の被害額は既に過年度において売上原価として処理されており、過年度の経常利益、当期純利益に対する影響額は各年度とも0百万円であります。一方、結果として税務上の申告を誤っていたことにより、平成21年4月期において、過年度消費税、法人税等の修正を行い、20百万円の納税義務が発生いたします。また、平成21年4月期において、元従業員から弁済を受けた77百万円を特別利益に計上いたします。

3. 本件に関する社内処分

今般の不正行為を厳粛に受け止め、経営責任及び管理責任を明確にするとともに、今後は、二度とこのような事態を発生させないため以下の処分を実施いたします。なお、元従業員は平成 21 年 4 月 20 日付けで懲戒解雇処分しております。

- ・代表取締役社長 報酬月額の 40%減額を 3 ヶ月
- ・担当取締役 報酬月額の 20%減額を 3 ヶ月
- ・営業部長 譴責

4. 今後の対応について

当社は、「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応するなかで、このような不正行為が発覚したことを重く受け止め、今後このようなことがないよう再発防止に向け、以下のとおり実施してまいります。

(1) リスク・コンプライアンス委員会の監視強化

当社代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会による監視体制を強化いたします。

(2) 社内教育、内部管理体制の強化

法令順守のための教育ならびに内部管理体制の見直しを図り、社内業務全般の徹底的な見直しを最重要施策として位置付け、再発防止に努めてまいります。

以上